

浜松市における配水管工に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市が発注する配水管・導水管・送水管工事（以下「配水管工事等」という。）のうち、接合工事・管類及び弁栓類の据え付け（以下「接合工事等」という。）を行う配水管工について必要な事項を定め、適正な配水管工事等を施工し、水道水の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 配水管工 浜松市上下水道部が所管する配水管工有資格者名簿に登録された者をいう。
- (2) 受注者 浜松市から配水管工事等を受注した者をいう。
- (3) 管理者 浜松市水道事業及び下水道事業管理者をいう。
- (4) 技術管理者 浜松市に設置された水道法（昭和32年法律第177号）第19条に規定する水道技術管理者をいう。
- (5) 技術管理補助者 「浜松市上下水道部水道技術管理者の職務等に関する規程」に規定する水道技術管理補助者をいう。
- (6) 給興財団 公益財団法人給水工事技術振興財団をいう。
- (7) 促進法 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）をいう。
- (8) 日水協 公益社団法人日本水道協会をいう。
- (9) 給水管工 「浜松市における給水管工に関する要綱」（平成17年7月1日施行、令和5年3月31日廃止）で規定されており、浜松市上下水道部が所管する給水管工名簿に登録された者をいう。口径50ミリメートル以下の配水管及び給水管工事を行うことができる。
- (10) 登録証 浜松市における配水管工登録証をいう。

(接合工事等の施工)

第3条 受注者が接合工事等を施工する場合は、次の各号に定める場合を除き、配水管工を当該工事に従事させるものとする。

- (1) 鋼管類の接合工事
 - (2) 特殊可とう管類の接合工事
 - (3) トンネル工法（シールド工法）による工事
 - (4) 配水管更生工事、大規模工事及び構造物に付帯するメーカーの責任施工による特殊工事
- 2 受注者は、接合工事等を施工する場合は、あらかじめ配水管工届（浜松市水道工事共通仕様書 様式2-1）を総括監督員に提出しなければならない。また、届け出る配水管工が登録証を所有する場合は、その写しを添付しなければならない。
- 3 受注者は、浜松市上下水道部が所管する配水管工有資格者名簿、若しくは登録証の項

目に該当する管種及び口径の配管接合工事に限り、配水管工に従事させることができる。
なお、該当項目に差異がある場合は配水管工有資格者名簿の項目を優先とする。

(審査)

第4条 技術管理者及び技術管理補助者は、次の各号に掲げる事項を審査する。

- (1) 配水管工の認定に関する事項
- (2) 配水管工の認定の取消しに関する事項

(認定要件)

第5条 管理者は、次に掲げる全ての要件を満たす者を配水管工として認定する。

- (1) 日水協認定の耐震継手配水管技能者
- (2) 分水栓穿孔工事等を適正に施工する能力を有すると認める者
- (3) 第10条第2項第2号及び第3号の規定により認定を取り消された者にあつては、その取消しの日から2年経過していること。

2 前項第2号の「分水栓穿孔工事等を適正に施工する能力を有すると認める者」とは、次のいずれかの要件（第3号及び第4号に該当するものにあつては第7条に規定する技術講習会受講証の写しを要する）を満たす者をいう。

- (1) 給興財団認定の給水装置工事配管技能者
- (2) 給水管工
- (3) 促進法第44条に規定する技能検定に配管の職種で合格した者（配管技能士）
- (4) 給興財団認定の給水装置工事主任技術者

(認定の申請及び交付等)

第6条 配水管工の認定を受けようとする者は、配水管工認定申請書（様式1号）に、別表（配水管工申請時に必要な書類一覧）に定める書類その他管理者が必要と認める書類を添えて、管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があつたときは、第4条の規定による審査結果を申請者に配水管工認定審査結果通知書（様式2号）により通知する。この場合において配水管工の認定をするときは、当該者の氏名、認定年月日、連絡先及び勤務先等を配水管工有資格者名簿へ登録し、配水管工認定書（様式3号）及び登録証（様式4号）を交付する。

3 第1項の配水管工認定申請書の受付は、随時行うものとする。

(技術講習会の開催)

第7条 管理者は、第5条第2項第3号又は第4号で認定を受けようとするもの及び第8条に基づき更新手続きを行う配水管工を対象とした技術講習会（以下、「技術講習会」という。）を開催する。

(更新制度)

第8条 配水管工は、5年毎を目安に第7条に規定する技術講習会を受講し、登録内容の更新手続きを行わなければならない。なお、令和5年3月31日までに認定を受けてい

る配水管工は、令和10年3月31日までに技術講習会を受講し、登録内容の更新手続きを行わなければならない。

- 2 配水管工は、技術講習会受講後10日以内に配水管工更新申請書（様式5号）を提出しなければならない。
- 3 管理者は、前項の規定による更新の申請があった場合は、更新内容を配水管工有資格者名簿へ登録し、登録証を交付する。

（変更届出）

第9条 配水管工は、氏名、連絡先、勤務先、従事可能な管種が変更したときは、管理者に変更届出書（様式6号）を提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による変更の申請があった場合は、申請内容を配水管工有資格者名簿へ登録し、登録証を交付する。
- 3 第1項の変更届出の受付は、随時行うものとする。

（認定の取消し等）

第10条 配水管工がその職を辞するときは、管理者に取消要件該当報告書（様式7号）を提出しなければならない。配水管工が死亡するなど、自ら取消要件該当報告書を提出できない場合は、配水管工が所属する事業者が、速やかに提出しなければならない。

- 2 管理者は、配水管工が次の各号のいずれかに該当したときは、第4条の規定による審査後、その認定を取り消すことができる。この場合において、管理者は配水管工認定取消通知書（様式8号）により通知し、配水管工有資格者名簿に取消内容の記載を行う。配水管工認定取消通知書を受けた配水管工は登録証を返納しなければならない。ただし、第4号に該当する場合において、管理者は通知することなく認定を取り消すことができる。

- (1) 取消要件該当報告書が提出されたとき。
- (2) 施工する配水管工事等において、水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- (3) 不正の手段により認定を受けたとき。
- (4) 第8条第1項の登録内容の更新手続きを行わなかったとき。

- 3 配水管工の認定を取り消された者が再度認定を受けようとする場合、次の号により申請することができる。

- (1) 前項第2号及び第3号により取り消された者の場合、第5条及び第6条の規定による。
- (2) 前項第4号により取り消された者の場合、第8条の規定による。

（登録証の初回交付）

第11条 令和5年3月31日までに認定を受けている配水管工のうち、登録証を所持していないものは、登録証初回交付申請書（様式9号）を管理者へ提出しなければならない。

- 2 令和5年3月31日までに給水管工のみ認定を受けている配水管工のうち、登録証を所持していないものは、登録証初回交付申請書を管理者へ提出しなければならない。

3 管理者は第1項または第2項の規定による申請があった場合は、登録証を交付する。

附則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に配水管工として登録を受けている者は、本要綱の資格を有するものとする。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年12月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年6月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

2 浜松市における配水管工の資格審査に関する運用基準は令和2年7月1日から廃止する。

3 改正後の浜松市における配水管工に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後にされる配水管工の認定申請について適用し、同日前にされた配水管工の資格審査の申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 第5条第1項第2号の規定は、令和5年4月1日から令和6年3月31日の期間のみ適用する。

3 第5条第1項第3号の規定は、令和5年4月1日から令和6年3月31日の期間のみ適用する。

4 第5条第2項第2号のうち配水管工補助員の規定は、令和5年4月1日から令和6年3月31日の期間のみ適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 （配水管工申請時に必要な書類一覧）

手続き時の必要書類 資格条件		左記の資格に該当していることを証するものの写し	日水協認定の配水管技能者登録証の写し (必須条件)	要綱第七条に規定する技術講習会受講証の写し
(1)	給興財団認定の給水装置工事配管技能者	○	○	×
(2)	給水管工	○	○	×
(3)	促進法第44条に規定する技能検定に配管の職種で合格した者（配管技能士）	○	○	○
(4)	給興財団認定の給水装置工事主任技術者	○	○	○

(様式1号)

※登録番号

※この欄には記入しないでください

令和 年 月 日

(あて先)

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

申請者

配水管工認定申請書

配水管工の認定を得たいので、関係書類を添付のうえ申請します。

(フリガナ)	
氏 名	
個人電話番号	
会 社 名	
会社電話番号	
連絡用 メールアドレス	

下記「1～4」の該当する資格等に○印をつけてください。

☐	1 給興財団認定の給水装置工事配管技能者
☐	2 給水管工
☐	3 促進法第44条に規定する技能検定に配管の職種で合格した者（配管技能士）
☐	4 給興財団認定の給水装置工事主任技術者

※添付書類（添付した書類に○印をつけてください。）

☐	上記資格を有することを証するもの
☐	日水協認定の配水管技能者登録証の写し（必須条件）
☐	ダクタイト鉄管 NS形耐震継手に関する技術講習会受講等を証する写し
☐	配水用ポリエチレン管 融着式継手に関する技術講習会受講等を証する写し
☐	要綱第7条に規定する技術講習会受講証の写し（ 年 月受講） （上記3又は4に該当する場合）
☐	その他管理者が必要とする書類

(様式 2 号)

浜上水第 号
令和 年 月 日

様

浜松市水道事業及び
下水道事業管理者
印

配水管工認定審査結果通知書

令和 年 月 日付けで提出されました、「配水管工認定申請書」につきまして、
浜松市における配水管工に関する要綱第 6 条第 2 項に基づき審査結果を通知します。

記

申請者氏名	
審査結果	1 認定する 2 認定しない
認定しない 場合の理由	

注意事項

- 氏名、連絡先又は勤務先に変更が生じたら速やかに届出すること。
- 5 年毎を目安に更新手続きを行うこと。
- 配水管工の職を辞するときは、管理者へ報告すること。

(様式3号)

配水管工認定書

様

「浜松市における配水管工に関する要綱」に基づき
審査をした結果、登録番号 R 番の「配水管工」
と認定します。

令和 年 月 日

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

印

(様式 4 号)

オモテ

浜松市における配水管工登録証

氏 名

登録番号

所属会社

交付日

年

月

日

更新予定

年

月頃

上記の者は、浜松市における配水管工に関する要綱第 6 条、第 8 条に基づき、
下表に示す工事内容に従事できる配水管工に登録したことを証明します。

管種	口径の限定	有無
ダクタイル鉄管 普通継手		
ダクタイル鉄管 NS 形耐震継手		
ダクタイル鉄管 GX 形耐震継手		
配水用ポリエチレン管 融着式継手		
塩化ビニル管・ポリエチレン管 (金属継手等)		

浜松市水道事業及び
下水道事業管理者

印

ウラ

注意事項

1. 本登録証は浜松市発注の水道工事に従事する場合に、携帯すること。
2. 従事できる工事内容はオモテ面の表内に限る。
3. 所属会社等に変更がある場合は、変更届出書を提出すること。
4. 退職するときは、認定取消要件該当報告書を提出すること。
5. 本登録証を紛失した場合は、速やかに報告すること。
6. 次回更新は 5 年後を目安とする。

(様式 5 号)

令和 年 月 日

(あて先)
浜松市水道事業及び
下水道事業管理者

申請者

配水管工更新申請書

浜松市における配水管工に関する要綱第 8 条第 2 項に基づき、更新申請書を提出します。

記

ふりがな 氏名		
登録番号		
個人電話番号		
所属会社名 及び電話番号		
連絡用 メールアドレス		
技術講習会 の受講等 ※追加認定する 場合 ※証する写し を添付	日水協認定の配水管工技能講習 (登録証、受講証)	有 ・ 無
	ダクタイル鉄管 NS 形耐震継手 (講習会受講証、現場技術指導、施工実績 等)	有 ・ 無
	ダクタイル鉄管 GX 形耐震継手 (講習会受講証、現場技術指導 等)	有 ・ 無
	配水用ポリエチレン管 融着式継手 (講習会受講証、現場技術指導 等)	有 ・ 無

(様式 6 号)

令和 年 月 日

(あて先)
浜松市水道事業及び
下水道事業管理者

申請者

変更届出書

浜松市における配水管工に関する要綱第 9 条に基づき、変更する事項を提出します。

配水管工氏名	
登録番号	

※ 1 ～ 7 のうち変更する内容に○印を付けて下さい。

	1 氏名 (ふりがな) ※証する写しを添付		
	2 個人電話番号		
	3 所属会社 及び電話番号		
	4 連絡用 メールアドレス		
	技術講習会 の受講等 ※追加認定する場合 ※証する写しを添付		5 ダクタイル鉄管耐震継手 (N S 形)
			6 ダクタイル鉄管耐震継手 (G X 形)
			7 配水用ポリエチレン管融着式継手

(様式 7 号)

令和 年 月 日

(あて先)

浜松市水道事業及び
下水道事業管理者

認定取消要件該当報告書

報告者 _____
連絡先 _____
会社名 _____

浜松市における配水管工に関する要綱第 1 0 条第 1 項に基づき、配水管工の認定取消要件に該当することを報告します。

認定取消者

氏 名	
登 録 番 号	
取 消 事 由	

(様式 8 号)

浜上水第 号
令和 年 月 日

様

浜松市水道事業及び
下水道事業管理者
印

配水管工認定取消通知書

浜松市における配水管工に関する要綱第 1 0 条第 2 項に基づき、配水管工の認定を取り消しましたので通知します。速やかに登録証を返納して下さい。

記

認定取消者

氏 名	
登録番号	
取消事由	

(様式 9 号)

令和 年 月 日

(あて先)
浜松市水道事業及び
下水道事業管理者

申請者

登録証初回交付申請書

浜松市における配水管工に関する要綱第 1 1 条に基づき、申請書を提出します。

記

ふりがな 氏名		
登録番号		
個人電話番号		
所属会社名 及び電話番号		
連絡用 メールアドレス		
技術講習会 の受講等 ※証する写し を添付	日水協認定の配水管工技能講習 (登録証、受講証)	有 ・ 無
	ダクタイル鉄管 NS 形耐震継手 (講習会受講証、現場技術指導、施工実績 等)	有 ・ 無
	ダクタイル鉄管 GX 形耐震継手 (講習会受講証、現場技術指導 等)	有 ・ 無
	配水用ポリエチレン管 融着式継手 (講習会受講証、現場技術指導 等)	有 ・ 無
	給水工事に関する技術講習会・技術資格	有 ・ 無